

伊国環第2号
令和8年4月8日

区長各位

伊豆の国市長
(環境政策課)

市内一斉清掃（5月）の実施について

日頃より市の環境美化推進事業に御理解、御協力くださり感謝申し上げます。

市では市内における環境美化を図るため、5月、9月及び3月の年3回の「環境美化の日」を設定し、市内の一斉清掃に取り組んでおります。

については、地域での清掃活動への御協力をいただきたく、貴区において、5月の環境美化の日に合わせた清掃活動の実施を御検討いただき、注意事項等を御確認の上、実施の可否等について5月1日（金）までに別紙にて御回答いただきたくお願い申し上げます。

1 実施日

令和8年5月17日（第3日曜日）

2 依頼内容

ごみ拾い等の環境美化活動

3 注意事項等

次頁のとおり

4 今後の実施予定

令和8年度の市内一斉清掃は、休日のごみ受付を実施している日に合わせ、以下の予定にて計画しています。

(1) 令和8年9月20日（第3日曜日）

(2) 令和9年3月7日（第1日曜日）

連絡先 環境政策課（大仁庁舎内）

担当 山本・勝呂

電話 0558-76-8002

FAX 0558-76-5499

mail kan@city.izunokuni.shizuoka.jp

注意事項等

1 当日の役割

(1) 地 区

ごみ拾い等の地域の清掃活動を実施し、午前9時までに拾い集めたごみを指定した場所へ集積してください。

(2) 市役所

午前9時以降に各区の指定場所を収集業者が巡回してごみを回収します。

2 ごみの集積場所

市によるごみの回収を希望される場合には、別紙にて集積場所を御報告ください。当日は、御報告いただいた指定場所を、回収車両が巡回収集します。集積場所は可能な限り1箇所をお願いしたいところですが、困難な場合もあるかと思われますので、区の状況に応じて御検討の上、御報告ください。

3 注意事項

(1) ごみの分別方法について

ア 燃やせるごみ

ごみ袋にまとめて出してください。(ペットボトル、プラスチック類について、汚れている場合はリサイクル困難なものとして、燃やせるごみとして出していただいて構いません。)

イ 燃えないごみ

カンやビン、その他金属類等、種類ごとに別々の袋に分別して出してください。

ウ 粗大ごみ

袋に入らないような粗大ごみ(家具、家電製品等)については、そのまま集積場所に置いてください。公民館や自宅等の粗大ごみは御遠慮願います。

(2) 使用のごみ袋について

市内一斉清掃当日に限り、市指定ごみ袋でなく、どのような袋を使用していただいても結構です。袋ごとにごみの種類を分別して出してください。合併前の旧町のごみ袋(15L)の提供が可能ですので、必要な場合は別紙に

必要枚数を御記入ください。旧町ごみ袋は、環境政策課（大仁庁舎）又は、協働まちづくり課（伊豆長岡庁舎）、市民課葦山支所（葦山農村環境改善センター）で配布します。

(3) 側溝清掃又は草刈時に発生した土砂や刈草について

ごみと一緒に回収することができないため、別途自己搬出をお願いします。
側溝の土砂については建設課所管の処分場へ、ごみ袋に入り切らない刈草については、当日の午前中に葦山リサイクルプラザへ直接搬入をお願いします。

※建設課所管の処分場への搬入を行う場合、別途申請が必要です。

4 その他

雨天の場合でも、各区の集積場所には市の回収車両が収集に巡回します。（雨天順延しません。）雨天時における実施の判断については、各区にてお願いしますが、不明な点等ありましたら御相談ください。

